

必読シリーズ

- ① 共済掛金
- ② 登録が基本
- ③ 認定証
- ④ 事業者の責任



法令違反に係る事業者の責任

持込車に係る事業者の責任

- ⑤ 受託対象車（事故補償の対象車）
- ⑥ 事故が起きた時の対応
- ⑦ 業務の安全確保

警察庁・国土交通省認可共済



ジェイ・ディ共済協同組合

TEL 0120-21-4455

FAX 0120-25-9561

シリーズ
必読 ①

共済の掛金



1. 共済掛金の払込みは、事故補償（共済金支払い）の前提条件です。
2. 共済掛金は、契約期間の1年分の金額を12分割したもので、毎月払込みいただきます。
3. 共済掛金は、毎月25日までに翌月分の掛金を払込みいただきます。
最終払込指定日までに共済掛金の払込みが無い場合は、共済契約が失効となり、払込み期日から着金日までの間に起きた事故の補償はできません。
4. 共済掛金は、必ず本組合の請求金額どおりに払込みいただきます。
5. 共済掛金の払込み遅延や金額不足の場合は、事故補償（共済金支払い）ができません。
(事故発生時に共済掛金の滞納や不足があったとき、事故補償（共済金支払い）はできません。)
6. 共済掛金が3ヶ月分滞納になった場合は、共済契約が解除となります。
7. 共済掛金は、契約期間（1年）中の損害率(%) = $\frac{\text{年間共済金支払額}}{\text{年間共済掛金総額}} \times 100$ により、翌年度契約分の全車両に対して、減額または増額されます。
(ただし、交通事故傷害共済の掛金の変更はありません。)

受託車(客車)の事故補償ができない主な場合

1. 共済掛金が請求金額どおりに期限内に払い込まれていない場合
2. 随伴車両の登録がない場合
3. 従事者の登録がない場合
4. 2種免許を所持していない場合
5. 車検切れ車両や違法改造車両の場合
6. 交通事故以外の損傷や受託前から存在する損傷
7. 駐車場預かり中の損傷や受託中の盗難
8. 運転者の故意又は重大な過失による事故で生じた損害
9. 自然災害など不可抗力によって生じた損害

必読 ^{シリーズ} ②

登録が基本

登録は共済契約の
基本事項であって
いちばん大切です



1. 受託自動車共済契約においては、随伴車両登録と従事者(運転者)登録が必要不可欠な登録事項です。

契約の際は、**認定証のコピー**(新規開業の場合は認定後)と
随伴車両の車検証のコピーの添付が必要です。

2. 共済による事故補償(共済金支払い)は、共済契約上、登録済の随伴車両及び登録済の従事者についてのみ行われます。

3. 随伴車両や従事者に変更が生じたとき、その変更登録を怠っている間に**万一登録していない随伴車両又は従事者に係る事故があった場合、たとえ共済掛金が払込まれていたとしても、共済契約上、事故補償の対象になりません。**

登録日時は登録届に基づいて登録される日時よりさかのぼることはありません。

4. 変更届に記入漏れ(車両の番号、氏名、フリガナ、生年月日など)があるときは登録できません。

随伴車両の入替・増車による変更届は、車検証のコピーが届いたときをもって登録可能となります。

〔増車届による登録と掛金〕

(1) 増車届による車両登録日から追加掛金の最終払込指定日までに着金があれば、増車登録日から事故補償の対象となります。

(2) 掛金の最終払込指定日を経過して着金があった場合は、着金日の午後4時からの補償となります。

〔減車時の掛金〕

(1) 翌月分の掛金請求書が発行された後に減車が生じた場合は、請求書の訂正・再発行はできませんので、請求書どおりの金額で掛金を払込んでいただき、掛金の減額は次の請求書で精算いたします。

(2) 減車分を差し引いて払込まれると、請求額と異なるため掛金不足扱いとなり、事故補償ができません

5. 従事者の登録は、代表者をはじめ、アルバイト、臨時を含む運転代行業務を行う従事者全員が登録対象です。たとえ1日だけの臨時勤務であっても乗務前に従事者登録がなされていないときは、万一事故があった場合、事故補償が受けられません。

6. 運転代行従事者のための交通事故傷害共済は、受託自動車共済と補償の内容が異なり、別契約となっておりますので、従事者登録とは別に加入者登録が必要となります。

登録事項については、電話のみによる受付はできません。



シリーズ
必読 ③

認定証



1. 認定証は運転代行業者に対して国が交付するもので、この認定証を取得した事業者だけが**運転代行業を営む資格**があります。
従って、認定申請中の期間は、まだ運転代行業を行うことができません。
2. ジェイ・ディ共済の組合員資格は、「認定業者又は認定を受けようとする者」と定款に定められております。認定証は組合員であることを証明するものです。認定証により組合員事業者であることの確認が行われて、はじめて事故の受付が可能となります。
3. 新規開業のため認定申請する場合は、あらかじめ随伴車両すべてに損害賠償共済契約を締結しておく必要があります。ただし、認定日以前の事故は補償の対象になりません。
4. 認定申請の際に届出た事項（社名、随伴車両台数、共済契約期間、など）に変更が生じた場合は、警察署へ変更届を行わなければなりません。
(変更届は本組合へも同時に行っていただきます)

2種免許

1. **運転代行の客車運転者は、2種免許取得者であることが義務付けられています。**
(道路交通法)
2種免許なしで運転代行業務を行うと無免許運転となり厳しく罰せられます。
2. 運転代行業務は、受託自動車（客車）にお客様が同乗した状態で運転を引き受けるため、2種免許運転者は絶対に必要です。
3. 共済金が支払われる事故のうち、圧倒的に多いのが車両事故です。
しかし、2種免許なしで発生した車両事故については共済金の支払いはできません。
4. 事故報告の際には、客車運転者の2種免許証の写しが必要です。

シリーズ
必読 ④

事業者の責任

運転代行業法は代行業務の適正な運営を確保し、これにより「交通安全」と「利用者保護」を図ることを目的としています。これを受けて運転代行業を営む事業者は、法律を守り適正な業務を実施する責任があります。

「認定」を受けた事業者
の責任は重い



法律は、運転代行業を行う資格を「認定」を受けた運転代行事業者に与えています。加えて、この事業者が雇用した従事者が代行業務を行うことを認めています。このことは**事業者が従事者の業務のすべてについて管理・監督を行い、その責任を事業者が負うこと**を前提としています。

例 1 法令違反に係る事業者の責任

- (1) 運転代行の従事者が業務中にスピード違反や駐停車違反などの法令違反により、行政から是正指示を受けて、違反点数を課された結果、その累積点数が一定基準を超えた場合は、事業者は営業停止処分（6ヶ月以内）を受けます。
- (2) 運転代行の従事者が2種免許なしで代行業務を行い、これを事業者が下命又は容認した場合、事業者には1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されます。
- (3) 受託自動車共済（又は保険）に加入せずに代行業務を行った場合、違反点数が課されて、その結果、事業者は営業停止処分（6ヶ月以内）を受け、場合によっては30万円以下の罰金刑に処せられます。
- (4) 運転代行事業者が**懲役**又は**罰金**の刑に処せられた場合には、**認定が取消されること**になります。

例 2 持込車に係る事業者の責任

(1) 持込車の車に係る責任

- ① 持込車は、持込先の事業者が随伴車両として管理しなければなりません。持込車は全て、事業者名で共済契約がなされ、事業者名で掛金の払込みが行われることとなります。
- ② 持込車による代行中の事故は、全て事業者の責任となり、損害賠償の責任は事業者が負うこととなります。
- ③ 事故補償による損害率に基づき、翌年の共済掛金の増額は持込車を含む契約車両全部に及びます。

(2) 持込車の人に係る責任

- ① 持込車的人是、**持込先の事業者の従事者として雇用関係**になければなりません。事業者は持込車の人を従事者として管理・監督する責任があります。
- ② 持込車の人が、事業者と業務請負契約を結んで、事業者の会社名を使用して、主体的に代行業務を行う場合は、持込車的人是個人事業者として認定を受けなければなりません。
- ③ 持込車による代行では、業務請負契約がありますが、この契約の中味は、営業上の協定を骨子としたものが一般的で、損害賠償や法令違反など、事業者責任の所在が不明確となりがちなため、この点が問題となります。また、請負契約の内容によっては、事業者は名義貸しの罪に問われるので注意が必要です。
- ④ 事業者は代行業への従事制限のある者（禁固以上、又は罰金刑に処され、その執行が終わり、又は、執行を受けることがなくなってから2年を経過していない者）であることを、知っていながら従事者として雇用することは禁止されています。

必読 ^{シリーズ} 5

受託対象車

〔事故補償の対象車〕

**営業用車も
受託対象車に追加！**
事故補償の対象です。
まず、車種・条件の確認を！

ジェイ・ディ共済は、事故補償の対象となる受託自動車（顧客車）の車種を共済契約約款の中で規定しています。これは、非常に大切なことですから、受託車（顧客車）が事故補償の対象車かどうか、あらかじめ再確認しておきましょう。

事故補償の対象となる受託車（顧客車）の車種 普通2種免許で運転できる車	最初のナンバー	ナンバープレートの表示
自家用普通乗用車	3	3、30～39、300～399
自家用小型乗用車	5	5、50～59、500～599
	7	7、70～79、700～799
自家用普通貨物車	1	1、10～19、100～199
自家用小型貨物車	4	4、40～49、400～499
自家用軽乗用車 (軽)	50	50～59、500～599
自家用軽貨物車 (軽)	40	40～49、400～499
自家用特種用途車 (※1)	8	8、80～89、800～899
	80	80～89、800～899
営業用普通乗用車 (※2)	3	3、30～39、300～399
営業用小型乗用車 (※2)	5	5、50～59、500～599
営業用軽乗用車 (※2) (軽)	50	50～59、500～599
営業用軽貨物車 (※2) (軽)	40	40～49、400～499

(※1) 違法改造車、車内外に装備された備品・設備を除く。

(※2) ○休業補償：営業用車の修理期間21日を限度として、補償額は20万円を超えないものとします。

○免責条項：営業用車の事故の損害が次の事項に該当するときは免責となります。
営業用車に付帯する営業用設備並びに機器等（料金メーター、その他の営業用備品等）、積荷等（商品、サンプル、その他）

事故補償の対象車種
を必ず確認のこと！



シリーズ
必読 ⑥

事故が起きたときの対応

1. 事故報告 (所定の報告書用紙をご使用ください)

万一事故が発生した場合には、まず、被害者に対しすみやかに救済措置を取り、最寄りの警察署へ事故届けを出すとともに、下記の事項(①～④)をジェイ・ディ共済協同組合事故係へ必ずTEL・FAXにてご報告ください。

お客様・被害者の個人情報の取扱いについてはなによりも救済や補償のために誠心・誠意を尽くすこと、そのための個人情報であると心に銘記して、大切に取扱いましょう。

① 事故状況 について

- ・ 組合員のお名前
- ・ 事故発生の
日時、場所、届出警察署名
- ・ 事故の状況
- ・ 随伴車両のナンバー、
運転者氏名

③ 相手方 〔対物〕 について

- ・ 運転者氏名、所有者の住所、
氏名、連絡先
- ・ 車種、ナンバー、修理工場
- ・ 加入任意保険会社名
- ・ 自動車以外の損害物の内容



④ 人身事故 の場合

② お客様車両 (受託自動車) について

- ・ 運転者氏名
- ・ 所有者(使用者)の住所、氏名、
連絡先
- ・ 車種、ナンバー、修理工場

- ・ 被害者の住所、氏名、連絡先
- ・ 病院の名前、連絡先
- ・ 負傷の程度

2. 相談しながら事故処理を

(事故係と連絡をとってください)

- ① 代車が必要な場合
- ② 示談する場合
- ③ 訴訟を提起する場合、又はされた場合

事故通知義務

事故が発生した場合は、発生日から60日以内に事故内容の通知を本組合へ行ってください。事故通知義務を怠った場合は共済金をお支払いできないことがあります。

3. 事故対応は必ず誠意をもって

事故が発生した場合は、円満な示談解決のためにお客様・被害者に対し、お詫び、直接お見舞い等できる限り誠意を尽くしてください。

事故受付専用のTEL・FAX

TEL 0120-88-7654
[受付] 平日(月～金) 10:00～18:00
[オペレーター対応] 夜間18:00～翌日10:00 及び 土日・祝日

FAX 0120-88-2508
[受付] 24時間 365日

事故受付専用ダイヤルは事故以外の内容の受付はいたしません

必読 ^{シリーズ} 7

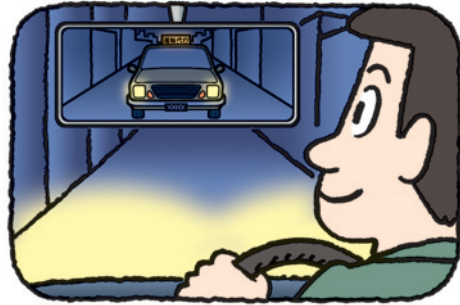
業務の安全確保

1. 安全なペア走行のために 〔客車運転者と随伴車運転者の関係業務〕

運転代行を引受ける運転者は、顧客の生命と財産を預かる運転のプロ、ペア走行のプロであるべきです。客車運転者と随伴車運転者による代行業務の遂行に欠かせない関係業務の要点をみんなで再確認しましょう。

1 業務前

- ① 客車の外観、損傷の有無を調べる。
- ② 車庫出しは、随伴車運転者が誘導する。
- ③ 代行ルート（順路）を確認する。
顧客が複数の場合は特に注意が必要。



2 業務中

- ④ 客車運転者は、後続の随伴車をいつも視野に入れて動きを注視する。
- ⑤ 客車運転者は、交差点の信号の変わり目を判断して決してムリをしない。右折、左折を早めに確認して随伴車へ伝達する。
- ⑥ 双方の運転者は、必要に応じて、パッシングライトやハザードランプの合図で伝達し合う。発進、停止の合図は2人で事前に打ち合わせておく。
- ⑦ 車間距離を適切に確保するためにスピードを適切にコントロールする。急加速、急ブレーキは厳禁。
- ⑧ 目的地に到着後の車庫入れは、随伴車運転者が車から出て客車を誘導する。

3 業務後

- ⑨ 次の仕事が残っている、時間が足りない、などから飛ばし過ぎる傾向があり、非常に危険。2人で注意し合って次の仕事に向かう。

2. 車庫出し入れ時の事故防止 〔ちょっとした気配りが大切〕

(1) 2人のイキの合った関係プレイが大切です。

運転代行業務の最初と最後、つまり客車を車庫や駐車場から出すとき、そして最後に車庫へ入れるとき、この出し入れ時に起きる車の破損事故が、頻発しています。

この初歩的なミスを防ぐためには、客車運転者に注意を促して誘導する随伴車運転者、この2人の息の合った関係プレイが必要不可欠です。事業者はこの点をふまえて、運転者に関係プレイの大切さを強調してください。

(2) 車両事故が起きたとき、損傷箇所をしっかりと確認しましょう。

不幸にして、車両事故が発生してしまったときは、必ずお客様と一緒に損傷箇所をしっかりと確認してください。

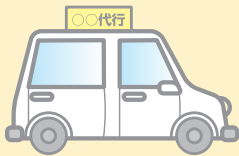
後になって、別の箇所にも損傷があったと指摘されると、はっきりと否定できない場合があり、トラブルになりかねません。できれば損傷箇所を確認する際、携帯カメラで撮って記録しておくことで決定的なポイントになるでしょう。

最終面もご覧ください

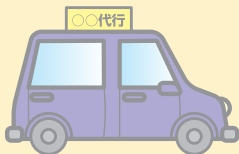


随伴用自動車に**変更**があったら…

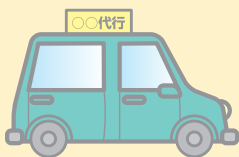
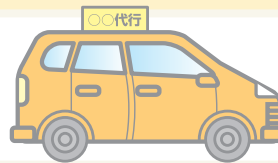
● 変更があったその日から**10日以内**に、管轄警察署へ届出しなければなりません（法第8条）。その際は契約証明書（証書か承認書）を添付しなければ変更届が受理されませんので、必ずJD共済発行の証明書を添付してください。契約期間は1年ですから契約証書を大切に保管してください。



増車



入替



減車



契約期間の変更（更新）

● この他に、補償の契約先、認定証に記載されていること（氏名・名称・営業所住所）などに変更が生じた場合は、同様に管轄警察署に変更事項を届出なければなりません。